

# 文永七年一月日付大宰府守護所牒の復元

—日本・高麗外交文書論の一齣—

荒木 和憲

## はじめに

『太宰府市史』中世資料編は、文永七（一二七〇）年一月条に「菅原長成、高麗國慶尚晉安東道按察使宛の大宰府守護所牒を起草する」との綱文をかかげ、「本朝文集」所収の文永七年二月日付大宰府守護所牒写<sup>(1)</sup>を掲載している。

日本国太宰府守護所牒 高麗國慶尚晉安東道按察使來牒事、

牒、尋按察使牒偶、當使□□□□謹牒、着當府守護所、就來牒、凌万里路、先訪柳營之軍令、達九重城、被降芝泥之聖旨、以此去月太政官之牒、宜伝蒙古中書省之衙、所偕返之男子等、艦護送之舟、令至父母之鄉、共有胡馬嘶北、越鳥翥南之心、知盟約之不空、感仁義之云露、前頃牒使到着之時、警固之虎卒不来、海浜之漁者先集、以凡外之心成慮外之煩歎、就有漏聞、恥背前好、早加霜刑、宜為後戒、殊察行李淹留之艱難、聊致旅糧些少之資養、今以狀、牒到准牒、故牒、<sup>(2)</sup>

文永七年二月 日以一乘院御門主本写之、

一二六九（文永六）年九月、高麗の使者金有成らが蒙古国中書省牒と高麗國慶尚晉安東道按察使牒を大宰府守護所にもたらした。この二通の来牒は大宰府守護所から鎌倉幕府に転送され、さらに同年一〇月に

朝廷に転送された。まもなく返牒の送付が決定され、文章博士（漢学者）の菅原長成が返牒を起草し、これを能書家の世尊寺経朝が清書することとなつた。このとき高麗國慶尚晉安東道按察使にあてて「文永七年二月 日」付かつ「太宰府守護所」名義で作成された返牒の写本をさらに書写したものが右掲の史料である。なお、こうした朝廷側の対応に鎌倉幕府が強く反対したため、結局のところ返牒が高麗側に送付されることとはなかつた。

さて、返牒の原本の所在は不明となつていて、かつて興福寺一乗院に写本が伝来しており、それを底本としたのが『本朝文集』所収の返牒写である。つまり、『本朝文集』本の返牒写は複数回の書写をしてきたものであるから、どこまで返牒の原本の文言・様式を正確にたえているのか、よくよく吟味しなくてはならない。最近まで『本朝文集』本の返牒写しか知られていなかつたのであるが、じつは往復外交文書集である『異国出契』（国立公文書館所蔵内閣文庫本・京都大学文学部図書館本）にも収録されている。したがつて、『本朝文集』本と『異国出契』本を校合することで、返牒の原本の復元作業をおこなうことができる。

『異国出契』はほとんど注目されてこなかつた史料であるが、近年、張東翼氏<sup>(3)</sup>が詳細に分析したところ、①「一六八〇年（延宝八）十一月

以前のある時点から一六八一（延宝九）年四月以後のある時点までにわたつて整理編集された外交関係の文書群<sup>3</sup>であること、②近世日朝外交に関与していた人物が編纂したものであること、③一二六六（文永三）年から一六六七（寛文七）年まで計一一〇通の往復外交文書が収録されており、その存在が気づかれていなかつた至元六（一二六九）年己巳八月日付の高麗國慶尚晋安東道按察使牒写がふくまれていること、などが明らかとなつた。<sup>4</sup>この按察使牒写は返牒写の前提となる重要史料であり、後者の原本の復元作業に有効となろう。

一二六九～七〇年の按察使牒写と返牒写の内容については、すでに張東翼氏・植松正氏<sup>5</sup>によつて検討されているが、いまだ様式論的な検討はおこなわれていない。そこで本稿では、『本朝文集』本と『異国出契』本を校合するとともに、日本の公式様文書（公式令に規定された文書）や東アジア外交文書の影響を考慮しつつ、返牒の原本の復元作業をおこなうこととし、ささやかながら外交文書論（様式論）の進展に寄与したい。

## 一 文字の校合

『本朝文集』本・『異国出契』本ともに興福寺一乘院門主本を底本としている。ここでは『太宰府市史』中世資料編、『本朝文集』原本（水府明徳会彰考会徳川博物館所蔵<sup>6</sup>）、および『異国出契』二種（内閣文庫本・京大本）を校合することにする。なお、『異国出契』所収の返牒写については、張東翼氏が京大本を底本として紹介しているので、本稿では内閣本を提示しておこう。

日本国太宰府守護所牒／高麗國慶尚／晋安東道按察使來牒事／

牒尋彼按察使牒併當使一ーー／謹牒着當府守護所就來牒／凌萬里路先訪柳營之軍令達九重城被／降芝泥之聖旨以此去月太政官之牒宣／伝蒙古中書省之衙所偕返之男子等議／護送之舟令至父母之鄉共有胡馬嘶北／越鳥翥南之心知盟約之不空感仁義之／云露前頃牒使到着之時警固之虎卒不／來海浜之漁者先集以凡外之心成慮外之煩歎／就有漏聞耻背前好早加霜刑宜／為後戒殊察行李淹留之艱難聊致旅糧／些少之資養今以状牒到准牒故牒

文永七年二月日 碟

少式從五位下藤原朝臣

菅二品長成卿艸

（改行箇所に「/」を付した）

諸本を校合すると、計七箇所に異同がみられる。表1—②・④・⑤・⑥・⑦については次節以降で検討することとし、ここでは①・③について検討しておく。まず、①については、「併」では文意が通じないため、

【表1】返牒写の校合表

⑦	⑥	⑤	④	③	②	①		太宰府市史	本朝文集（原本）	異国出契（内閣本）	異国出契（京大本）
なし	なし	故牒、 <sup>7</sup> 今以状牒到准牒、	文永七年二月日	恥	□□□□□	併	一ノマ、	本ノマ、	併	恥	併
なし	なし	故牒、 <sup>7</sup> 今以状牒到准牒	文永七年二月日	耻	□□□	併	一ノマ、	本ノマ、	併	恥	併
なし	なし	少式從五位下藤原朝臣	文永七年二月日	恥	□□□	併	一ノマ、	本ノマ、	併	恥	併
		菅二品長成卿艸					菅二品長成卿艸	菅二品長成卿艸			

\*京大本『異国出契』は張東翼氏の翻刻によつた。

京大本の「偁」（いわく）が適切である。<sup>(2)</sup>また、②は同意の異字であるが、「恥」は正字、「耻」は異体字であり、外交文書においては原則的に正字が使用されるのが通例であるとするならば、返牒の原本には「恥」とあつたと考えられる。

## 二 差出書・宛名書・事書

『本朝文集』『異国出契』ともに冒頭部分を、

日本国太宰府守護所牒 高麗國慶尚晉安東道按察使來牒事としている。しかし、公式様文書としての牒においては、まず冒頭一行目を「（発信組織名）+牒+（受信組織名）」としたうえで、二行目に一字ほどの余白をとつて事書（「事」「状」といった文書の件名表示）をするのが定型のひとつであるから、返牒の原本においては、

日本国太宰府守護所牒 高麗國慶尚晉安東道按察使  
來牒事

のようになつていたと考えなくてはならない。<sup>(9)</sup>

また、『異国出契』本には末尾に、

文永七年二月日 碟

少式從五位下藤原朝臣

菅一品長成卿艸

とある（表1—⑥・⑦）。「少式從五位下藤原朝臣」とは武藤資能（太宰少式、筑前・豊前・肥前・壱岐・対馬守護）のことである。公式様文書としての牒においては、冒頭に発信組織名をしるしたうえで、末尾に当該組織に属する発信者名をしるすのが定型のひとつであるか

ら、『異国出契』本のように、返牒の原本には武藤資能の署判があつたとみるべきである。

ただし、署判の位置については、武藤氏が管轄する大宰府守護所の牒、および律令官制としての大宰府の牒とのかかわりを考慮しなくてはならない。石井進氏によれば、大宰府守護所牒は「差出書に大少監等の大宰府官人たちが連署した上に守護武藤氏が最高位の袖判を加え」たものであり、大宰府牒は「帥・權帥・大式あるいは少式のうちの一名と文書作成者である大少典のうちの一名の計二名が差出書に連署するのが通例」であるという。<sup>(10)</sup>署判の位置について整理しておくと、大宰府守護所牒のばあいは武藤氏の袖判（右端中段）、および府官人たちの奥下判（左端下段）、大宰府牒のばあいは大典または少典一名の日下判（日付直下）、および帥・大式・少式のうち一名の奥上判（左端上段）であった。<sup>(11)</sup>したがつて、返牒は大宰府守護所牒ではなく大宰府牒の様式にもとづくものであり、返牒の原本では奥上判となつていたのが、書写の段階で奥下判に変型されたものと考えられる。

このように、返牒が名目的には大宰府守護所牒でありながら、従来の大宰府牒の様式で作成されているのは、その起草・清書が朝廷内部でおこなわれたためである。したがつて、返牒の原本においては、

文永七年二月日 碟

少式從五位下藤原朝臣

のよう、武藤資能の奥上判があつたとみるべきである。<sup>(12)</sup>なお、「菅二品長成卿艸」とあるのは写本に付された注記であり、原本にあつたものではない。

### 三 按察使牒の引用部分

返牒の本文のなかで、もつとも意味をとりにくいのが「尋按察使牒 倭当使□□□□謹牒着當府守護所就來牒凌万里路先訪柳營之軍令達九重城被降芝泥之聖旨」の部分である。しかし、結論からいえば、公式様文書の様式や『異国出契』の収録史料の配列を検討することで文意が明らかとなる。

まず、公式様文書の作成にあたって、なんらかの文書を本文に引用するばあいには、「尋（得）+（文書の名称）+ 倭 +（文書の内容）+ 著」とするのが通例であるから、「尋按察使牒 倭当使□□□□謹牒」のつぎの「着」の字は、引用文の末尾に付される「者」（といえり・てえり）の字の誤写とみなくてはならない。そうすると、

尋按察使牒 倭当使□□□□謹牒 者、當府守護所、就來牒、凌万里路、先訪柳營之軍、<sup>(3)</sup>令達九重城、被降芝泥之聖旨、

按察使の牒を尋ねるに倭わく、「當使□□□□謹牒」といえり。  
當府守護所、來牒に就き、万里の路を凌ぎ、柳營の軍を訪ね、九重の城に達せしめ、芝泥の聖旨を降さる。

という構造が復元される。したがって、この部分をやや意訳して解釈すれば、

高麗慶尚晋安東道按察使の牒をしらべましたところ、「當使□□□□謹牒」とありました。そこで、大宰府守護所は來牒のことにつき使者をおくり、使者は遠路をいとわず、まず鎌倉幕府をたずね、そののち朝廷にいたりましたところ、龜山天皇が勅命をくだされました。

というようになる。

づづいて、「當使□□□□謹牒」（表1—②）の空白部分についてであるが、「太宰府市史」中世資料編は『国史大系』本をふまえて五字欠、『伏敵編』『鎌倉遺文』『大宰府・太宰府天満宮史料』は六字欠、『古事類苑』外交部および張東翼氏は三字欠とみなしている。このように字数のちがいこそあるが、いずれも文字の欠損とみなしているのである。しかし、『本朝文集』原本、および『異国出契』（内閣文庫本）には「當使一ーー謹牒」とある。この「ーーー」を文字の欠損とみなすのは、あまりに性急にすぎよう。そこで、「ーーー」が何を意味するのかを検討しなくてはならないが、その答えは『異国出契』の収録史料の配列に注目することで明らかとなる。

表2のように、『異国出契』には興福寺一乗院門主本を底本とした七通の外交文書が収録されており、大宰府守護所牒写（表2—⑦）の前段に、高麗國慶尚晋安東道按察使牒写（表2—④）が配列されている。後者の全文を引用しよう。

高麗倍使朝散大夫尚書礼部侍郎知高麗國慶尚晋安東道按察使牒  
日本国太宰府守護所

高麗國慶尚晋安東道按察使牒

日本国太宰府當使契勘

（字謹牒記）

日本国太宰府當使契勘 本朝与／ 貴國講信修睦世已久矣頃者  
北朝皇帝／欲通好 貴國發使齋書道從于我境／并告以卿導前去  
方執牢固責以多端我／國勢不獲已使々佯行過海前北朝使介／達於  
對馬乃男子二人偕乃至帝所二人／者即被還今已於當道管内至訖惟  
今裝／舸備糧差尚州牧將校一名晋州牧將校／一名鄉通事二人水手  
二十人護送凡其／情實可於比人聽取知悉牒具如前事須／謹牒

至元六年己巳八月日 牒

按察使兼監倉使轉輸提點刑獄兵馬公／事朝散大夫尚書礼部侍郎太

子宮門／郎位(14)判

(内閣文庫本。傍線部は前出文書(表2-③)の末尾部分、波線部は衍字部分をしめす。また、本文冒頭・末尾二字は太字ゴチックとし、改行箇所に「/」を付した。)

これをみれば、大宰府守護所牒写(表2-⑦)の「当使本ノマ、謹牒」(年月日なし)というのは、既出の慶尚晋安東道按察使牒写(表2-④)との内容の重複をさけるため、その本文の冒頭二字と末尾二字のみを抄出したものであり、「—」は省略記号であることがわかる。おそらく返牒の原本には按察使牒の本文がすべて引用されていたと考えられる。なお、『本朝文集』『異国出契』ともに「—」本ノマ、とあるので、すでに一乘院門主本の段階で省略記号と傍注がほどこされていたことになる。

『本朝文集』と『異国出契』はともに一乘院門主本を底本としているわけであるが、前者はあくまで「本朝」(日本)の文集を集成することが目的であったため、慶尚晋安東道按察使牒は収録されていない。それゆえ、近代以降の史料集編纂にさいして、『本朝文集』の「—」の意味を正確に理解できず、文字の欠損と解釈してしまつていたのである。しかし、往復外交文書集である『異国出契』の収録史料の配列を検討することで、「—」が省略記号であることがわかったわけである。

【表2】「異国出契」所收の興福寺一乘院門主所藏写本

年月日	差出書	宛名書	様式
至元三年八月日	大蒙古国皇帝	日本国王	書
至元四年九月日	高麗王禡	日本国王	啓
至元六年乙巳八月日	書状官將仕郎四門博士李仁挺・高麗倍 <small>(國信)</small> 使朝散大夫尚書禮部侍郎知「制誥	明府	
至元六年六月日	紫金魚袋潘阜 <small>(15)</small> 高麗國慶尚晋安東道按察使	日本国太宰府「守護所脱カ」牒	
至元七年正月日	大蒙古国皇帝洪福裏中書省	日本国王	
文永七年二月日	日本国太政官	蒙古国中書省	
	日本国太宰府守護所	高麗國慶尚晋安東道按察使	
	牒	牒	啓

#### 四 書止文言・日本文言

書止文言。『太宰府市史』中世資料編は書止文言を「今以状、牒到准牒、故牒」と翻刻・校訂しているが、『本朝文集』原本には「今以状牒到准牒故牒」とあり(表1-⑤)、「国史大系」本が「今以状牒、牒到准状、故牒」と校訂しているのに従うべきである。<sup>(16)</sup>この書止文言は『延喜式』(九二七年成立、九六七年施行)卷一一・太政官・太政官牒僧綱条、および卷五〇・雜式・國司上下相牒式条にみえる。奈良・平安期の牒の実例を通覧すると、この書止文言はさまざまな発信主体によって使用されており、類似する文言も多くみられるため、どのようないいわけがなされていたのかは詳らかでないが、ひとまず返牒の原本では「今以状牒、牒到准状、故牒」(今状を以て牒す、牒到らば状に准ぜよ、故に牒す)となっていたとみてよい。

ところで、さまざまな書止文言があるなかで、なぜ「今以状牒、牒

到准状、故牒」という文言が返牒に採用されたのか、若干の検討をこ

ころみたい。この文言の太政官牒における使用例は、七八三（延暦二）<sup>(17)</sup> 年を初見としてみられるようになり、九〇一〇世紀の渤海（中台省）・新羅あての太政官牒にも頻用されている。そして、一〇八〇（承暦四）年の高麗国礼賓省あて日本国大宰府牒（大江匡房起草）、および一二七〇（文永七）年の返牒においても使用されているのである。酒寄雅志氏によれば、官務家小梶氏が管理する官務文庫に前代の外交文書類（咸和一一〈八四一〉年九月二十五日付の日本国太政官あて渤海國中台省牒写など）が保管されており、それらが一〇八〇年の返牒作成のさいに参照された可能性があるといふ。このとき「天慶牒等并刀伊發時永承六年牒案等」「長徳・承平・天慶・永承等返牒等文」「高麗國親経卿家文書之中」<sup>(18)</sup> などが参考されており、返牒の作成にあたって先例が勘案されていったことはたしかである。ただし、一二四〇（延応二）年に「故<sup>(19)</sup> 広評省牒」<sup>(20)</sup> などが参考されており、返牒の作成にあたって先例が勘案されていったことが通例であった。たとえば、元慶元（八七七）年六月一八日付の渤海國中台省あて太政官牒写には左大史の日下判の下に「牒」字が付されるのが通例であった。<sup>(21)</sup> たとえば、元慶元（八七七）年六月一八日付の渤海國中台省牒写には左大史の日下判の下に「牒」字が付され、いっぽう咸和一一（八四二）年九月二十五日付の日本国太政官あて渤海國中台省牒写にも日下に「牒」字が付されている。<sup>(22)</sup> そして、己未（一〇七九）年一一月日付大日本国太宰府あて高麗国礼賓省牒写<sup>(23)</sup> 泰和六（一二〇六）年二月日付日本国対馬島あて高麗国金州防禦使牒写<sup>(24)</sup> にも日下に「牒」字があり、至元六（一二六九）年己巳八月日付の高麗国慶尚晋安東道按察使牒（前掲）も同様である。このように、日本—渤海・高麗間の往復外交文書としての牒を作成するにあたって小梶氏の官務文庫が外交文書類の管理・出納機能をはたしていたのは詳らかでない。ともあれ、こうした外交文書の作成にさいしての先例主義をふまえるならば、渤海・新羅あて太政官牒に使用されていた文言が高麗あて大宰府牒・大宰府守護所牒に踏襲されたとみてよい。つまり、「今以状牒、牒到准状、故牒」という書止文言は、平安期の国内文書としての太政官牒→平安期の外交文書としての大宰府守護所牒（朝廷側の起草・作成）→鎌倉期の外交文書としての大宰府守護所牒（朝廷側の起草・作成）という流れで踏襲されたものと考えられる。

以下文言。「本朝文集」には「文永七年二月日」とあるだけで、以下に文言はみえないが、『異国出契』には「文永七年二月 日牒」

とある（表1—④）。いずれも興福寺一乗院門主本を底本としているわけであり、「異国出契」が底本にない「牒」の字を故意に付加したというよりは、「本朝文集」が底本にある「牒」の字を故意に削除した、もしくは無意識に脱漏させたとみるべきであろう。公式様文書としての牒においては、しばしば案主の日下判の下に「牒」字が付されており、また外交文書としての牒においても日下に「牒」字が付されるのが通例であった。たとえば、元慶元（八七七）年六月一八日付の渤海國中台省牒写には左大史の日下判の下に「牒」字が付され、いっぽう咸和一一（八四二）年九月二十五日付の日本国太政官あて渤海國中台省牒写にも日下に「牒」字が付されている。<sup>(25)</sup> そして、己未（一〇七九）年一一月日付大日本国太宰府あて高麗国金州防禦使牒写<sup>(26)</sup> 泰和六（一二〇六）年二月日付日本国対馬島あて高麗国金州防禦使牒写にも日下に「牒」字があり、至元六（一二六九）年己巳八月日付の高麗国慶尚晋安東道按察使牒（前掲）も同様である。このように、日本—渤海・高麗間の往復外交文書としての牒を作成するにあたっては、日下に「牒」字を付すのが通例であったわけであり、「異国出契」本のように、返牒の原本の日下には「牒」字があつたとみてよい。

### おわりに

ここまで文永七年二月日付大宰府守護所牒の原本の復元作業をおこなってきた。その結果をもとに復元案を提示しよう。なお、本文中の平出・擡頭・闕字の有無までは復元できなかつたことをことわつておく。

日本国太宰府守護所牒 高麗国慶尚晋安東道按察使  
来牒事

牒、尋彼按察使牒偶、當使契勘、本朝与貴國講信修睦、世已久矣、

頃者北朝皇帝欲通好貴國、發使齋書、道從于我境、并告以嚮導前去、方執牢固、責以多端、我国勢不獲已使々伴行過海、前北朝使价達於對馬、乃男子二人偕乃至帝所、二人者即被還、今已於當道管內至訖、惟今裝舸備糧、差尚州牧將校一名・晋州牧將校一名・鄉通事二人・水手二十人護送、凡其情實、可於此人聽取知悉、牒具如前、事須謹牒者、當府守護所、就來牒、凌萬里路、先訪柳營之軍、令達九重城、被降芝泥之聖旨、以此、去月太政官之牒、宜傳蒙古中書省之衙、所偕返之男子等、議護送之舟、令至父母之鄉、共有胡馬嘶北、越鳥翥南之心、知盟約之不空、感仁義之雲露、前頃牒使到着之時、警固之虎卒不來、海濱之漁者先集、以凡外之心、成慮外之煩歎、就有漏聞、恥背前好、早加霜刑、宜為後戒、殊察行李淹留之艱難、聊致旅糧些少之資養、今以狀牒、牒到准狀、故牒、

文永七年二月日　牒

少式從五位下藤原朝臣

〔介〕は「介」、「云」は「雲」、「著」は「着」にあらためた

最後に返牒の特徴について言及しておくと、①国内文書としての牒

の様式が強く反映していること（差出書・宛名書・事書・引用文言・書止文言）、②漢学者菅原長成の起草でありながら和様漢文の色彩が濃い文体であること（「凡外」という語彙や「被」「令」「歎」の用法など）があげられる。とりわけ①については、平安期の国内文書としての太政官牒→平安期の外交文書としての太政官牒・大宰府牒→鎌倉

なかで理解することができる。

## 註

(1) 「本朝文集」所引史料の史料名を「大宰府守護所牒写」としたことについて付言しておく。①返牒の原本を直接的に書寫したもの、およびそれをさらに書寫したものであれば「返牒写」、②返牒の草案を書寫したもの、およびそれをさらに書寫したもの、およびそれをさらに書寫したものであれば「返牒案写」となる。しかし、「本朝文集」本の底本である興福寺一乘院門主本（写本）までしかテキストの系統をさかのぼることができないため、史料名を①～③のいずれにすべきかは判断しがたい。そのため、本稿においては、ひとまず「返牒写」という史料名を採用することにした。

(2) 「関東評定伝」文永六年九月条（『続群書類從』三）、「鎌倉年代記」文永六年条（『増補統史料大成』五一）、「師守記」貞治六年五月九日条（『史料纂集』古記録編九）、「五代帝王物語」（弓削繁編）京都大学附属図書館蔵五代帝王物語（和泉書院、影印本、一九八九年）。

(3) 張東翼「一二六九年「大蒙古国」中書省の牒と日本側の対応」（『史学雑誌』一一四一八、二〇〇五年）。

(4) 「古事類苑」外交部（神宮司庁、一九〇三年）の外交部八・朝鮮一には、「異國出契」を典拠として、天文一一（一五四二）年七月日付の足利義晴書契写が収録されているが、どういうわけか同書・外交部七・後高麗に至元六（一二六九）年己巳八月日付の慶尚晋安東道按察使牒写は収録されていない。

(5) 張東翼「日本古中世高麗資料研究」（ソウル大学出版部、二〇〇四年）、前掲註(3)張論文、植松正「モンゴル国書の周辺」（『史窓』六四、二〇〇七年）。

(6) 「太宰府市史」通史編II・八九頁に写真版が掲載されている。

(7) 「太宰府市史」中世資料編も当該箇所を「偶」としている。このことについて太宰府市市史資料室に問い合わせたところ、（ア）中世資料編収載の返牒写は『国史大系』より採録した、（イ）『国史大系』が原文に「併」とあるのを校訂して「偶」にあらためているため、採録にあたっては、原文のまま「併」としたうえで「併」のように校訂注を付すはづであつた、（ウ）しかしながら、編集上の不具合により「偶」としてしまつた、との回答をえた。註(16)参照。

(8) 長節子「弘治十三年正月　日付琉球国王宛朝鮮国王李懶（燕山君）　国書の

性格」（『東亞文化研究』四、一〇〇三年）参照。

(9) 「養老令」卷八・公式令第二・牒式条（井上光貞ほか校訂「律令」日本思想大系三、岩波書店、一九七六年）は上申文書としての牒を規定したものであり、その様式については、

牒云云、謹牒、

年月日 其官位姓名牒

とあるのみであるが、現実には唐令を準用したさまざまな様式の牒が使用されていた（川端新「莊園制的文書体系の成立まで」（同「莊園制成立史の研究」（思文閣出版、二〇〇〇年、初出一九九八年）九八〇一〇一頁参照）。本文でのべた差出書・宛名書・事書の様式については、「司馬氏書儀」卷一公文・牒式条（仁井田陸「唐令拾遺」東京大学出版会、一九六四年、復刻版）に、

某司牒 某司、或某官、

牒云云、若前列數事、則云牒件如前云云、謹牒、

年月 日、  
牒、

列位、三司首判之官一人押、枢密院則都承旨押、

とあるのに類似している。

(10) 石井進「大宰府機構の変質と鎮西奉行の成立」（『石井進著作集』一、岩波書店、二〇〇四年、初出一九五九年）五五頁。

(11) 「石清水文書」承平七年一〇月四日付大宰府牒案（參議帥橘朝臣公頼・大典惟宗朝臣連署、「大日本古文書」石清水文書一、四八一號）、「國立公文書館所藏文書」天平三年三月三〇日付大宰府牒案（大式紀朝臣男人・大典麻田連陽□連署、「太宰府市史」古代資料編四二号）、「根津美術館所藏文書（玉井大閑堂待賈文書）」延暦一八年正月一一日付大宰府牒案（少式阿部朝臣・大典御使朝臣連署、「平安遺文」一〇、四八九八號）。なお、主要な刊本を検索するかぎりでは、権帥署判の大宰府牒は検出できない。「根津美術館所藏文書」の大宰府牒案の伝來過程については、森哲也「觀世音寺文書の伝来過程」（九州歴史資料館編・刊「觀世音寺」考察編、一〇〇七年）参照。

(12) 反牒の原本においては、「少式從五位下藤原朝臣」の単独署判ではなく、案主（大宰府の大典または少典一名）との連署であつた可能性もまつたくは否定

できない。たとえば、「都氏文集」卷四所引・渤海国中台省あて日本國太政官牒写（『群書類従』九）に、

元慶元年六月十八日 左大史山宿禰德美 牒

左大弁源朝臣舒

とするためである。

(13) 「太宰府市史」中世資料編などの刊本は、「先訪柳營之軍令、達九重城」と読点を付すが、「柳營之軍令」（鎌倉幕府の命令）では文意が通じない。それゆえ、「柳營之軍」を鎌倉幕府、「令」（せしむ）を日本中世の和様漢文で頻用される軽度の謙譲語とみて、「先訪柳營之軍、令達九重城」というように読点を付すべきである。なお、「本朝文集」原本には同様の読点が付されている。

(14) 前掲註(3)張論文七六頁では、波線部を衍字とみたうえで、冒頭部分を「高麗國慶尚晉安東道按察使牒 日本国太宰府守護所當使契勘」のように「守護所」を補うかたちで復元している。もちろん大宰府守護所名義の返牒が準備されたことからすれば、宛名書が「日本國太宰府守護所」であったとも考えられる。しかし、李仁挺・潘阜啓（表2-③）の宛名書が「明府」すなわち大宰府であることからすれば、按察使牒の宛名書が「大宰府」であった可能性も否定できない。なお、この按察使牒写の釈讀については、前掲註(5)植松論文四二・四三頁参照。

(15) 当該箇所の校訂は、前掲註(3)張論文七六頁による。

(16) 当該箇所の校訂について大宰府市市史資料室に問い合わせたところ、「今以状牒、到准牒、故牒」とすべきところを、編集上の不具合により「今以状、牒到准牒、故牒」としてしまったとの回答をえた。註(7)参照。

(17) 延暦二（七八三）年六月一七日付太政官牒（『大日本古文書』東南院文書三、六一六号）。あくまで主要な刊本（『大日本古文書』「寧樂遺文」「平安遺文」）における検索結果であることをことわっておく。

(18) たとえば、「続日本後紀」承和九（八四二）年四月丙子条所引・渤海国中台省あて太政官牒写（『国史大系』三）、「本朝文粹」卷一二・牒・答新羅返牒条所引・延喜年月日付太政官牒案写（同二九下）など。

(19) 「朝野群載」卷二〇・異國・大宰府送高麗國礼賓省牒条（『国史大系』二九上）、「本朝統文粹」卷一一・記牒条（同二九下）。

- (20) 酒寄雅志「渤海國中台省牒の基礎的研究」（同『渤海と古代の日本』校倉書房、二〇〇一年、初出一九八五年）二七五（二七八頁）。
- (21) 『帥記』承暦四年閏八月二十五日条・九月一日条（『増補史料大成』五）、『水左記』承暦四年九月二十四日条（同八）。
- (22) 『平戸記』延応二年四月一七日条（『増補史料大成』三三）。
- (23) 『都氏文集』卷四所引・渤海國中台省あて日本國太政官牒写（『群書類從』九）。
- (24) 『壬生家文書』六（『図書叢叢刊』）、前掲註(20)酒寄論文。
- (25) 『朝野群載』二〇・異國・高麗牒条（『国史大系』二九上）。
- (26) 『平戸記』延応二年四月一二日条（『増補史料大成』三二）。
- (27) 「凡下」とは日本中世社会において「侍」に対置される身分のことである。また、日本中世の和様漢文においては、「被」「令」「歎」は受身・使役・疑問をあらわす助詞ではなく、軽度の尊敬・謙讓・断定をあらわす助詞として使用されていた（註(13)参照）。
- 〔注記〕原稿の作成にあたり、九州大学の佐伯弘次先生・森平雅彦先生・松田善之先生、ならびに太宰府市市史資料室の朱雀信城氏に貴重なご教示をいただいた。末尾ながら、記してお礼申し上げる。
- （あらき・かずのり　日本学術振興会特別研究員・九州大学比較社会文化研究院）